

その看板大丈夫!?

適法? 違法?

つくばみらい市に限らず全国各地、道路沿いの土地、店舗の壁・敷地、住宅の塀、電柱などにさまざまな大きさ・形の看板が設置されています。

市内のいたるところで目にするこれらの看板は、屋外広告物といい、商業活動を活気づけるものですが、他方でまちの景観を損ねている場合もあります。

このため、まちの景観を保つために、看板の設置には基準が定められており、原則として、市の許可が必要です。

市では、市民憲章に掲げた「みどりゆたかな美しいまち」を指すため、看板の調査を実施し、

違法と思われるものへの指導を続けています。しかし、市内全域には膨大な数の看板があり、すべてを調査するには、多くの時間がかかります。

そこで、市からのお願いです。



「みどりゆたかな美しいまち」づくりのために、市民の皆さんにもご協力いただきたいことがあります。

① 看板設置のために、土地や塀などを貸す場合には、それが適法なものか、許可申請を行う予定であるものかどうかを依頼者に確認してください。疑問がある場合には、市へ連絡をしてください。

② 店舗などの経営者の方は、基準に合った看板を設置するために、事前に市と協議をしてください。

この2点にご協力いただき、市全体で、まちの景観を守っていきましょう。

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎
58・2111 (内線8161)

やめて! カラスへの餌付け!

カラスへの餌付け(エサやり)について、数件の目撃情報が寄せられています。カラスへの餌付けは、付近住民へ悪影響を及ぼしますので、心当たりのある方は、すぐにおやめください。

カラスへの餌付けは、次のような事を引き起こします。

1. 人間に慣れてしまい、人間へ異常接近するようになる。慣れすぎたカラスは急に肩に止まるなどし、子どもには危険が伴うことがあります。
2. 餌付けをする場所に頻繁に来るようになり、糞などにより付近の住宅の車や洗濯物が汚されるなど、衛生面で悪い影響が出ます。
3. 人間は恐くないものと思いき、近寄っても逃げなくなり、ゴミをあさるなどの行為がエスカレートします。

カラスは餌付けをすると、顔も覚え、よく慣れる動物です。餌付けをする方は可愛く感じますが、付近住民に迷惑をかけてしまいますので絶対におやめください。皆さんのご協力よろしくお祈いします。

県指定文化財

「不動院楼門」の修理状況(4)

不動院の楼門は、昭和49年の11月25日に茨城県の文化財として指定を受けました。修理状況(1)でも、「文化財保存」のための修理工事であることをお伝えしましたとおり、解体した材料は一つ一つその傷み具合を確認し、再使用するか交換するかを決めています。それらの部材は原則として破損したものでも、補修や補強をして再利用することとされています(写真)。

また、材料を取り替える時は、なるべく当時の技法や仕様を再現するように、あらゆる伝統技法が駆使されています。これは、すべての材料が建物の歴史を知るための情報源であり、その情報を永く後世に伝えるためでもあります。そのため木材の修復などは、職人の手作業による部分が大きくなっています。

平成20年の工事開始から、完成予定の来年9月まで、多くの時間を費やす工事となりますが、数々の職人たちの手で細やかな作業の積み重ねが行われているのです。



▷補修された部材



▷補修している様子